

## 令和5年度原料生産力強化事業実施要領

### 1. 目的・概要

町の農業規模の拡大を図り、持続可能な一次産業の基盤整備を推進するため、本町の特産品である農産物（構造改革特別区域法により、余市町長が本町の特産品として指定したもの）及び高収益作物の栽培面積の拡大若しくは生産量増加を図ることを目的に、圃場を整備するものに対して、その購入する資材等に要する費用の一部を補助する

### 2. 補助要件

別表を参照のこと。

### 3. 補助対象品目

別表を参照のこと。

### 4. 補助率等

別表を参照のこと。

※補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

### 5. 周知の方法

醸造用ぶどうについては、町内生産者・ワイナリー事業者へ役場より周知。

その他については農協、ぶどう生産出荷組合を通し周知。

※町HPでも周知する。

### 6. 募集期間

9月29日（金）を締切日とする。

### 7. その他

要望額に満たない場合がある旨を周知する。

要綱制定日より前に事業着手したものについては補助対象外である旨周知する。（令和5年4月1日付で要綱制定）

その他、補助金を他の用途に使用しない旨など留意事項を周知する。